

青森大学名誉教授規程

(趣旨)

第1条 学校教育法第106条の規定に基づき、本大学名誉教授の称号を授与するための基準及び手続きについては、この規程の定めるところによる。

(授与の基準)

第2条 青森大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号は、次の各号の一に該当する者に退職後これを授与するものとする。

- (1) 本大学の学長の経歴を有する者で功績のある者
- (2) 本大学の専任の教授で、准教授又は講師の経歴を含め25年以上の経歴がある者のうち、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (3) 本大学の専任の教授の経歴が10年以上ある者で、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (4) 本学において、教育上又は学術上特に功績が顕著であり、称号を授与することが適当であると認められる者

(手続)

第3条 名誉教授の称号の授与は、学長の推薦により、理事長が決定するものとする。

(称号記)

第4条 名誉教授の称号記は別記様式のとおりとする。

(礼遇)

第5条 名誉教授の称号を授与された者には、本学の重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈等の礼遇をするものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年4月1日施行の規程は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式

第 号

称 号 記

殿

本大学名誉教授規程により
青森大学名誉教授の称号を贈る

年 月 日

青森大学長